

平成 25 年 4 月 1 日 生物第 5 号

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 86 条の調査（低入札価格調査）及び低入札価格調査に関わる事務手続き等の取扱いについては、次によることとする。

記

支出負担行為担当官は、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づき設定した価格（以下「基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により入札者からの資料徴収、事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

第 1 調査の内容

(1) 工事の請負契約の場合

ア 基準価格を下回った入札者から徴する書面等

基準価格を下回った入札者全員から入札価格内訳書（基準に満たない入札価格（以下「調査対象価格」という。）の工種別の妥当性等を確認するもので、調査対象価格を直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分したもの。様式は任意とする。）を徴収するものとする。

なお、支出負担行為担当官は、入札執行通知書に工事費内訳書の提出を義務づけている旨を記載するものとする。

イ 調査項目

基準価格を下回った入札者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）から次のような内容により事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

① その価格により入札した理由

当該価格で入札した理由を把握するとともに、入札価格の積算及びその根拠となる資料を把握し、予定価格の積算と大きく異なる場合には、その理由等も把握する。

② 契約対象工事付近における手持ち工事の状況

契約対象工事付近（半径 10 km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与する工事について、経費縮減の妥当性を確認する。

③ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与する工事について、経費縮減の妥当性を確認する。

④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的状況）

契約対象工事箇所との位置関係から経費縮減に寄与できる根拠を確認する。

⑤ 手持資材の状況

契約対象工事に使用する予定の資材の原価、保有等の妥当性を確認する。

⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係

購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額が、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的であるかを確認するとともに、当該購入予定業者との関係を把握する。

⑦ 手持機械数の状況

契約対象工事で使用する予定の手持ち機械の原価、保有等の妥当性を確認する。

⑧ 労務者の具体的供給見通し

下請契約予定者名簿及び事情聴取の結果に基づき、供給元の契約の意思を確認する。この場合、元請の立場を利用した不当な雇用条件となるおそれがないかについて併せて確認する。

⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者

国及び地方公共団体等から過去に請け負った契約に関し、入札価格（落札価格）、契約内容及びその履行状況を把握するとともに、必要に応じて、これらの事項について発注者に確認する。

⑩ 経営内容

財務諸表若しくは経営事項審査結果等から、安全性(流動性)分析、損益分岐点分析等を行い、契約対象工事の確実な履行が確保されるか確認する。

⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査検討

⑫ ⑨の公共工事の成績状況

施工した公共工事の施工成績、粗雑工事の有無等を確認する。

⑬ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会

⑭ 信用状況 建設業法違反の有無

賃金不払の状況

下請代金の支払遅延状況

その他

⑮ その他必要な事項

ウ 調査対象者から徴する書面

イの調査を行うにあたり、調査対象者から次に掲げる書面の提出を求めるものとし、提出期限は支出負担行為担当官が適宜定めることができるものとする。

なお、調査の過程において疑義を生じた場合などにおいて、確認が必要と認められるときは、適宜、参考となる資料の提出を求めるものとする。

① 見積理由申出書（別記第1号様式）

② 工種別労働者配置計画書（別記第2号様式）

③ 建設副産物の搬出地等予定書（別記第3号様式）

④ 安全衛生管理体制等予定書（別記第4号様式）

⑤ 下請予定業者等一覧表（別記第5号様式）

⑥ 配置予定技術者名簿（別記第6号様式）

⑦ 手持ち工事の状況（対象工事付近）（別記第7号様式）

⑧ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（別記第8号様式）

⑨ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関係（別記第9号様式）

⑩ 手持ち資材の状況（別記第10号様式）

- ⑪ 手持ち機械の状況（別記第11号様式）
- ⑫ 資材購入予定先一覧（別記第12号様式）
- ⑬ 労務者の確保計画（別記第13号様式）
- ⑭ 過去5年間において施工した公共工事名及び発注者（別記第14号様式）
- ⑮ 直前3力年の事業(営業)年度に係る計算書類
決算報告書、経営規模等評価結果通知書など
- ⑯ その他契約担当官が必要と認める資料

(2) 工事に係る設計、測量及び地質調査等の請負契約の場合

ア 基準価格を下回った入札者から徴する書面等

基準価格を下回った入札者全員から業務費内訳書（基準に満たない入札価格（以下「調査対象価格」という。）の業務別の妥当性等を確認するもので、調査対象価格を直接労務費、諸経費、技術管理費及びその他（以下「各費用」という。）に区分したものの。様式は任意とする。）を徴収することとする。

なお、支出負担行為担当官は、入札執行通知書に業務費内訳書の提出を義務づけている旨を記載するものとする。

イ 調査項目

調査価格を下回った入札者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「調査対象者」という。）から次のような内容により事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

① その価格により入札した理由

当該価格で入札した理由を把握するとともに、入札価格の積算及びその根拠となる資料を把握し、予定価格の積算と大きく異なる場合には、その理由等も把握する。

② 当該契約の履行体制

当該入札価格による場合の履行に係る人員・技術者等の供給状況、下請予定の状況、これまでの下請に対する支払遅延の実績など、履行体制の妥当性を把握する。

特に、特定の技術や能力を有する技術者等を必要とする業務であることを仕様書において明らかにしている場合には、当該技術者等が適切に確保される見込みがあるかどうか、十分に確認する。

また、必要に応じて、調査時点において想定されている下請予定の者についても、網羅的に同様の事情を聴取する。

③ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

上記②の調査で確認された履行に係る人員・技術者等の配置が、当該契約期間中における他の契約の処理状況と整合性が図られているか把握する。

④ 手持ち機械等の状況

当該契約において、コンピューターや無形固定資産等の請負者が保有する資産の活用が可能な場合には、それが入札価格の範囲で当該契約に利用できるものであることを把握する。

特に、特定の機械設備等を必要とする業務であることを仕様書において明らかにしている場合には、当該機械設備等が適切に確保される見込みがあるかどうか、十分に確認する。

また、必要に応じて、当該入札における積算において必要な費用が適正に反映されているかどうか、確認するとともに、積算に反映されていない必要な費用があれば、どのように対処して仕様書に示す業務を遂行するのか確認する。

⑤ 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

国及び地方公共団体等から過去に請け負った契約に関し、入札価格（落札価格）、契約内容及びその履行状況を把握するとともに、必要に応じて、これらの事項について発注者に確認する。

⑥ 経営状況

財務諸表、売上の見込み、経営・財務の状況等を把握する。

⑦ 信用状況

納税証明書、登記事項証明書、銀行との取引状況等を把握するとともに、必要に応じて、これらの事項について関係機関に確認する。

⑧ その他必要な事項

ウ 調査対象者から徴する書面

イの調査を行うにあたり、調査対象者から次に掲げる書面の提出を求めるものとし、提出期限は支出負担行為担当官が適宜定めることができるものとする。

なお、調査の過程において疑義を生じた場合などにおいて、確認が必要と認められるときは、適宜、参考となる資料の提出を求めるものとする。

① 見積理由申出書（別記第1号様式）

② 当該契約の履行体制（別記第15号様式）

③ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況（別記第16号様式）

④ 配置予定技術者名簿（別記第17号様式）

⑤ 手持ち機械等の状況（別記第18号様式）

⑥ 過去の5年間において受注・履行した同種または類似の業務の名称及び発注者（別記第19号様式）

⑦ 直近3力年の事業（営業）年度に係る計算書類
現況報告書等の財務諸表など

⑧ その他契約担当官が必要と認める資料

第2 調査等の実施

(1) 調査の実施

資料の提出後、速やかに、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、調査対象者から事情聴取を行う。

なお、事情聴取の日時及び場所は、調査対象者に追って通知する。

(2) 調査の結果契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置

契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(3) 調査の結果契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

ア 契約担当官等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないと認めるときは、調査の結果を環境生活部環境局自然環境課内に設置した低入札価格審議委員会（以下「委員会」という。）に審査させなければならない。

なお、委員会は、「環境生活部環境局生物多様性保全課低入札価格審議委員会規定（平成25年4月1日付け生物第3号）」によることとする。

イ 委員会は、調査の結果の審議を行い、別紙1「調査事項別判定基準」により調査事項ごとに適否の判定を行うものとする。

なお、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(4) 委員会による審議に基づく落札者の決定等

ア 判定の結果、判定の対象となった調査事項のすべてが適当であると判断された場合以外は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、契約担当官等は最低価格入札者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第2以降と同様の手続きによる。

イ 契約担当官等は、次順位者を落札者に決定したときは、最低価格入札者に対しては不落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

第3 調査結果の記録

調査結果は、低入札価格調査書（別記第20号様式）に記録するものとする。

第4 その他

この取扱いは、平成25年4月1日以降の入札から適用する。